

大田市処務規程の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月24日

大田市長 **楫野弘和**

大田市規則第8号

大田市処務規程の一部を改正する規則

大田市処務規程（平成17年大田市規則第7号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項第12号中「、細菌性膣症検査受診票」を削り、同項に次の1号を加える。

(15) 大田市新生児聴覚検査費助成事業実施要綱（令和5年大田市告示第26号）に基づく新生児聴覚検査受診票

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。